

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和4年度)

法人名	根拠法令名	(昭和61年7月1日民間法人化)		
名古屋中小企業投資育成株式会社	中小企業投資育成株式会社法			
1. 法人の概要 (注1)	業務の概要			
	一. 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有 二. 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、または移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有 三. 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社(前号に規定する株式会社を除く。)の発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(以下「株式等」という。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有 四. 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業 五. 前各号の事業に附帯する事業			
	役・職員数	理事長等	理事	監事
	常勤	1人	4人	1人
	非常勤	0人	4人	2人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和4年度(A)	令和3年度(B)	令和3年度比又は令和3年度差(A/B, A-B)
	総収入額	38億円	21億円	1.81
	補助金等収入額(①)	—億円	—億円	
	事業による自己収入額(②)	38億円	21億円	1.81
	①/②×100(%)	—%	—%	
	経常的運営費用(③)	—億円	—億円	
	①/③×100(%)	—%	—%	
				補助金等割合の低減化措置の取組の状況(取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
				① 補助事業の段階的廃止
				② 自主事業による自己収入の拡大等
				③ その他
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無)	無	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名)	—	
		(理由)	—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)	—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	無	
		(内容)	—	
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	無	
		(内容)	—	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容)	—	
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無)	無	
		(内容)	—	
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有	手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額	算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)
	コンサルテーション事業	—円	(決定者) 名古屋中小企業投資育成株式会社	(決定方法) 中小企業投資育成株式会社法第6条1項及び2項4号により経済産業大臣の認可を受けた名古屋中小企業投資育成株式会社事業に関する規則第25条の定めに従い、本会社がその実施に要した費用を勘案して決定。
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有	収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無	無	法人における純利益額	—円
(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容			規定方法
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有	法人の外注金額	56百万円
	外注しなければならない理由	投資先企業の経営課題は多様化しており、これに適確に対応するためには、それぞれに専門性を有する外部の専門機関の活用が有効であるため。		
	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無)	有	
		(内容)	経営相談のあった投資先企業に対して対応可能な専門機関を複数提示し、投資先企業が専門機関の専門性や対価等を勘案して決定したところへ外注する仕組みとなっている。したがって、当社が特定の事業者以外に外注するという仕組みとはなっていない。	
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容(なければその理由)	(有・無)	無	
		(内容)	名古屋中小企業投資育成株式会社事業に関する規則	
	役員に対し、公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等の有無と内容(なければその理由)	(有・無)	有	
		(内容)	就業規則、インサイダー取引防止規則、社長内部通達(役員が、投資先の発行する株式等を取扱または保有しないことについてのルール)	

3. 機関 (1) 役員 (除 監査役員) (注2)	役員選任規程の有無		有	左の規程がない場合、その理由		—	
	役員の定数		12人以内 (定款第19条)	上限と下限の幅がある場合はその幅		3~12人	
	役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		会社法第329条第1項に基づき株主総会決議により選任				
	役員任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) — 年 (理由) —	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則、一定年齢に達した場合には再任しない	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
	代表取締役社長	山本 亜士	令和3年6月16日	名古屋商工会議所相談役 (現任)、名古屋鉄道(株)相談役 (現任)		常	
	専務取締役	五十嵐 健二	平成28年6月24日	(株)三菱UFJ銀行東海公務部長 (取締役就任前は当社社員の地位にあり、内部登用による就任)		常	
	取締役	田中 義人	平成22年6月22日			常	
	取締役	田邊 望	平成24年6月26日			常	
	取締役	鈴木 康男	平成28年6月24日			常	
	取締役	古本 伸一郎	令和4年6月22日	愛知県副知事 (現任)		非	
	取締役	中田 英雄	令和3年6月16日	名古屋市副市長 (現任)		非	
	取締役	内田 吉彦	令和2年6月16日	名古屋商工会議所専務理事 (現任)		非	
	取締役	中川 由賀	令和2年6月16日	弁護士 (現任)、中京大学法学部教授 (現任)		非	
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由				
(比率)		— %	(比率)		— %		
(理由)		—	(理由)		—		
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法				
株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して決定			株主総会決議によって決定				
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件				
有	取締役会規則第6条に基づき取締役の過半数の出席により成立		取締役会規則第6条に基づき出席取締役の過半数をもって議決				
(2) 監査役員 (注3)	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		—	
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		会社法第329条第1項に基づき株主総会決議により選任				
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由		監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	—		—				
	監査役員任期		4年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 4年 (理由) 会社法の規定による	
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		原則、一定年齢に達した場合には再任しない	
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤	
	監査役	田口 一規	令和4年6月22日	名古屋商工会議所 理事企画部長		常	
	監査役	畔柳 昇	平成15年6月23日	(株)名古屋証券取引所 参与 (現任)、中電ビル(株) 代表取締役社長	中部電力(株) 取締役副社長	非	
	監査役	野原 強	平成28年6月24日	(一社)名古屋銀行協会 専務理事 (現任)、日本銀行 神戸支店長		非	
監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有		
監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員退職金の決定方法				
株主総会が決定する報酬総額の限度内で、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して決定			株主総会決議により決定				

(3) 社団的性格の法人の総会等 (注4)	総会等の成立要件の有無と内容		総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) 無	(内容) -	(有・無) 無	(内容) -	
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)				
(有・無)		(内容)			
(4) 評議員会等 (注5)	評議員会等における業務実績評価の実施状況		評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
	-		(有・無) 無	(内容) -	
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無	無	役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)	- %	
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由	-			
	評議員選任規程の有無	無	左の規程がない場合、その理由	-	
	評議員定数	-	上限と下限の幅がある場合はその幅	-	
	評議員任期	一年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由	(年数) - 年	(理由) -
	在任年齢に関する規定の有無	無	規定の内容	-	
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由				
	(比率)	-			
(理由)	-				
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件		評議員会における議決要件		
無	-		-		
4. 財務及び会計 (1) 会計基準の適用 (2) 余裕金の運用 (3) 長期借入金 (4) 引当金・特別法上の引当金	企業会計原則の適用の有無	有	その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名		
	余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法	(余裕金の額) 19,796百万円 (決済専用型普通預金、定期預金、事業債) (運用方法) 経理規程に基づき運用			
	長期借入金の有無	無	長期借入金の返済計画の有無	無	
	長期借入金の確実な返済計画の内容	-			
	引当金・特別法上の引当金等の額	1,134百万円 (会社法及び企業会計原則に基づき適正に計上)	引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)	(有無) 有 (理由) -	
(5) 公認会計士監査 (注6)	収支決算額	38億円	収支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無	有	
	公認会計士監査を実施していない場合、その理由	-			
5. 株式の保有等 (1) 基金拠出又は出資 (2) 事業報告書への記載状況 (注7)	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無		有
	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	有	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無		無
	事業報告書への記載内容 (未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称	-			
	所在地	-			
	資本金	-			
	事業内容	-			
	役員の状況	-			
	従業員数	-			
	持ち株比率	-			
法人との関係	-				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表	法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無		同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	-
	役員名簿	有	有	有	-
	組合員等名簿	-	-	-	-
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	-
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	-
	貸借対照表	有	有	有	-
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	-
	監事の意見書	有	有	有	-
	事業計画書	有	有	有	-
	収支予算書	有	有	有	-

(2) 所管官庁における業務及び財務等に関する公表		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
定款		有	-	有	-
役員名簿		有	-	有	-
組合員等名簿					
事業報告書・附属説明書類		有	-	有	-
損益計算書又は収支計算書		有	-	有	-
貸借対照表		有	-	有	-
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書		有	-	有	-
監事の意見書		有	-	有	-
事業計画書		有	-	有	-
収支予算書		有	-	有	-
		所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由 (一部のみ実施の場合も含む)
名称		有	-	有	-
所管する部局(担当局担当課等)の名称		有	-	有	-
主たる事務所の所在地及び電話番号		有	-	有	-
設立年月日		有	-	有	-
代表者の職名及び氏名		有	-	有	-
主な目的及び事業		有	-	有	-
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載		最新の業務及び財務等に関する資料		有	
		制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令			
		補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合			
(4) 退職公務員等の状況の公表		役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有	
		公表している主な項目		公表していない場合、その理由	
		当該退職公務員の氏名、当該法人における役職名、出身官庁における官職名等			
		子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無		有	
		公表している主な項目		公表していない場合、その理由	
		当該退職者の氏名、当該法人における役職名、経歴等			
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等					
(1) 指導監督の実績等		基準に基づく指導監督の実績の有無	無	指導監督の実績及びその主な内容	
		指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有		
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実績の有無		指導監督の実績及びその内容	
		基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無			
(2) 所管法人の事務事業の見直し		所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	無	無い場合、その理由	中小企業投資育成株式会社法第7条に基づき毎事業年度の開始前に事業計画等の届出、法第9条に基づき毎事業年度経過後三月以内に貸借対照表等の提出、中小企業投資育成株式会社業務処理規則第7条に基づき、毎事業年度終了後四月以内に投資対象会社の業務の状況等の報告、業務処理規則第8条に基づき事業月報の提出を受けるほか、株主総会や定期的な決算等の報告を得て、都度内容を精査しており、見直すべき点は無かったため。
		当該見直し結果の公表の有無	無	無い場合、その理由	中小企業投資育成株式会社法第7条に基づき毎事業年度の開始前に事業計画等の届出、法第9条に基づき毎事業年度経過後三月以内に貸借対照表等の提出、中小企業投資育成株式会社業務処理規則第7条に基づき、毎事業年度終了後四月以内に投資対象会社の業務の状況等の報告、業務処理規則第8条に基づき事業月報の提出を受けるほか、株主総会や定期的な決算等の報告を得て、都度内容を精査しており、見直すべき点は無かったため。
		法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由	
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目標に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性	有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性(特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか)	有		無
		法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性			
		法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性			
		その他			
指導監督上補足すべき事項(指導監督基準の例外としている事項及びその理由等)					
<ul style="list-style-type: none"> 法人の特性や実情等を踏まえ、基準の例外として整理している事項について、その理由等を記載する。 令和4年度末において基準未適合となっているが令和5年9月1日時点で基準適合となっている事項など、本資料に記載している令和4年度の状況に対して令和5年9月1日時点で既に重要な変更が生じている場合には、その概要及び年月日を記載する。 					
<ul style="list-style-type: none"> 以下の事項については、指導監督基準の例外として整理している。 評議員会等による業務実績評価の実施(理由) 					
民間金融機関、民間事業者等の株主からなる株主総会が、評議員会等と同等の役割を果たしているため。					

(注1)「理事長等」、「理事」及び「監事」については、「社長」、「取締役」及び「監査役」として記載。

(注2)前職等の記載がない場合は内部登用。

(注3)①「監査役員」については、「監査役」として記載。②前職等の記載がない場合は内部登用。

(注4)該当せず。

(注5)名古屋中小企業投資育成株式会社は、民間金融機関、民間事業会社等の株主からなる株主総会が、「評議員会等」と同等の役割を果たしていることから、同委員会等の設置について指導していない。

(注6)会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査を受検している。

(注7)投資先中小企業に係る「5. (2) 事業報告書への記載状況」については、別途、名古屋中小企業投資育成株式会社のホームページに掲載している。(ただし、「持ち株比率」の掲載については、その数値を掲載することにより、結果的に同社による1株当たりの引受額が明らかになってしまう等、同社の投資事業実施に当たって支障を及ぼすおそれがあることから、指導していない。)